



八 監 第 4 7 7 号

令 和 5 年 3 月 2 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和4年度財政援助団体監査（社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会運営費補助金）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和4年8月19日付け八監第195号により提出した令和4年度財政援助団体監査（社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会運営費補助金）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

令和4年度財政援助団体監査結果（令和4年8月19日付け八監第195号）

対象機関・対象団体	区分	所見及び措置内容
障害者支援課	指摘事項	<p>ア 事業変更承認申請書の市長への承認について</p> <p>【所見】</p> <p>事業変更承認申請書の市長への承認について、社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会運営費補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）第6条では、補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けることと規定されており、補助金交付要綱第8条では、第6条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書を市長に提出するものと規定されている。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業計画書で予定していた事業が中止となり、補助事業の内容に変更があったにもかかわらず、事業変更承認申請書が市長へ提出されておらず、市長の承認を受けていなかった。</p> <p>今後は、補助金交付要綱に従い、適切な手続を行われたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>新型コロナウイルスなどやむを得ない要因による補助事業の内容の変更についても要綱に規定する事業の変更として事業変更承認申請を行うことが必要なことを団体に対し周知を徹底し、補助金交付要綱に従い、適切な手続を行ってまいります。</p>
社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会	指摘事項	<p>ア 事業変更承認申請書の市長への提出について</p> <p>【所見】</p> <p>事業変更承認申請書の市長への提出について、補助金交付要綱第6条では、補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けることと規定されており、補助金交付要綱第8条では、第6条第1号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとするときは、事業変更承認申請書を市長に提出するものと規定されている。</p> <p>しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業計画書で予定していた事業が中止となり、補助事業の内容に変更があったにもかかわらず、事業変更承認申請書を市長へ提出していなかった。</p> <p>今後は、補助金交付要綱に従い、適切な手続を行われたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会より、当課からも当該指摘事項についてあらためて説明を受け、今後事業計画の変更を行う場合には、変更承認申請等の手続について当課と相談しながら適切に事務を行っていくとの回答を受けております。</p>